

平成29年11月20日

## 第1回の議論を踏まえた整理（総括表）

第1回で示した論点	第1回の議論を踏まえた論点整理
<p>○育成支援の観点から放課後における児童の居場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過ごしやすさや安全面等に配慮した放課後の居場所のあり方について、どのように考えるか。→2（1）</li> <li>・ 自立（社会性）を育む視点から児童の成長・発達に応じた放課後における児童の過ごし方について、どのように考えるか。→3（1）</li> <li>・ 年齢や時間等に対応した児童の過ごす場所について、どのように考えるか。→2（2）</li> </ul> <p>○現状を踏まえた今後の放課後児童クラブのあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に見合った運営等についてどのように考えるか。→3（2）</li> <li>・ 質の確保の面からどのように考えるか。→3（3）</li> <li>・ 放課後児童支援員の確保について、どのように考えるか。→3（4）</li> <li>・ 児童の安全確保（不審者対策、自然災害等）について、どのように考えるか。→3（5）</li> <li>・ 放課後子ども総合プランの検証や放課後子供教室との連携のあり方について、どのように考えるか。→1（1）</li> </ul> <p>※上記に属さないもの → <b>総論</b>、3（6）、3（7）、4 で整理</p>	<p><b>総論</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。【量的拡充】       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後子ども総合プランの検証や放課後子供教室との連携のあり方について</li> </ol> </li> <li>2. 放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。【類型】       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過ごしやすさや安全面等に配慮した放課後の居場所のあり方について</li> <li>(2) 年齢や時間等に対応した児童の過ごす場所について検討</li> </ol> </li> <li>3. 子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。2の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。【質の確保】       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立（社会性）を育む視点から児童の成長・発達に応じた放課後における児童の過ごし方について</li> <li>(2) 地域の実情に見合った運営等について（支援員の配置人数等）</li> <li>(3) 放課後児童クラブの質の確保について</li> <li>(4) 放課後児童支援員の確保について</li> <li>(5) 児童の安全確保（不審者対策、自然災害等）について</li> <li>(6) <u>子どもの最善の利益を保障する観点からの放課後児童クラブの在り方について（新規）</u></li> <li>(7) <u>放課後児童クラブとその他の放課後の生活を支える施策の連携について（新規）</u></li> </ol> </li> <li>4. その他</li> </ol>

第1回の議論を踏まえた論点整理	各委員からの発言
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代の子ども達の健全育成概念を福祉、ウエルビーイングの視点から再検討すべき。</li> <li>・ 子どもの育ちについて、子どもの権利条約の精神に則ってやっていくべき。<u>子どもの主体性の視点、生きる力を育てるという視点が重要。</u></li> <li>・ <u>放課後の位置付けについて、遊びを通じて自立を育む観点や子どもの成長発達の面から捉え直す必要がある。</u>放課後が、おまけという認識があり、その認識を変えていく必要がある。</li> <li>・ 地域共生社会を構成する一員としての子供達、その子供達の育ちはやはり共生でき、人と人がつながり合える子供達を育てていくことが重要。</li> <li>・ 今の制度や放課後児童支援員の養成研修が結果的にどのように子供の最善の利益につながるのかを議論する必要がある。</li> <li>・ 限られた予算・人材の中で、どこを優先的にやっていくか議論していくべき。</li> </ul>

1. 女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。【量的拡充】

第1回の議論を踏まえた論点整理	各委員からの発言
(1) 放課後子ども総合プランの検証や放課後子供教室との連携のあり方について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オーストラリアでは、校長と学童クラブの代表が連携しており、現場レベルでうまくコミュニケーションをとることで情報が共有され、より子どもにあった支援ができる。</li><li>・ スウェーデンでは、学校と放課後児童クラブが融合するような形で、教師や支援員が同じ子どもの発達を支援する仲間の位置づけで共通化が図られている。</li></ul>

2. 放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。【類型】

第1回の議論を踏まえた論点整理	各委員からの発言
<p>(1) 過ごしやすさや安全面等に配慮した放課後の居場所のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィンランドでは、図書館や公園に居場所を作っている。</li> <li>・ 放課後児童クラブは、子どもが行きたいという気持ちになってもらえるような場にしていく必要がある。家庭的な雰囲気にするには、居心地の良さにつながると思う。放課後固有の子ども達の生活のあり方をどう実現していくかということが<u>支援員の専門性</u>と考え、その専門性のあり方については広い観点で考えていく必要がある。</li> <li>・ <u>居場所のアメニティ(人や設備等)</u>について議論していく必要がある。</li> </ul>
<p>(2) 年齢や時間等に対応した児童の過ごす場所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの活動場所は、学校だけでなく、地域の中の色々な所にあってよく、<u>家庭的学童</u>という仕組みも検討できないか。</li> <li>・ ドイツでは、異年齢（乳児期～中高生）の児童がクラブに来ていて、その交流が子どもの自己肯定感を高めることにつながっている。</li> <li>・ ノルウェーでは、高学年はクラブに行かず自立して各自で遊ぶという考え方。日本も、<u>高学年までに自立ができるようにするにはどうすればよいか</u>検討が必要。</li> <li>・ <u>放課後児童支援員を巡回して支援(指導)するスーパーバイザー的な者が必要</u>。(被災地のクラブを支援した際に、このような視点が重要と気づいた)</li> <li>・ 放課後子ども総合プランのみではカバーできない。多様な過ごし方があるので、放課後子ども総合プランと居場所を両方でやっていくべき。</li> </ul>

3. 子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。

現行の放課後児童クラブの基準で十分か。

2の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。

放課後児童クラブの質とは何か。

質は、どのように担保し測れば良いか。【質の確保】

第1回の議論を踏まえた論点整理	各委員からの発言
(1) 自立（社会性）を育む視点から児童の成長・発達に応じた放課後における児童の過ごし方について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>支援員は、子どもにとって評価をする学校の先生や親でもなく、友達のような横の関係でもない、斜めの関係で、そのような大人が子どもの育ちを育んでいくことが非常に重要。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所である必要がある。</u></li><li>・ <u>海外では、放課後は子どもが自主的に行って過ごす場所となっている。</u></li><li>・ <u>子ども達が、体験で得た知識を知恵に変えていく必要があり、それができる場が放課後である。</u></li><li>・ 子どもは、自分が考えた遊びが一番楽しい。</li></ul>
(2) 地域の実情に見合った運営等について（支援員の配置人数等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもが増加していく中で、スペースの不足や、支援員の確保が必要となった場合に、どのように対応すればよいかといった疑問が、基準や運営指針が出たことで、それらが明らかとなったが、その時々に対応した基準や運営指針が必要。その上で、しっかり守るべきものは守るという視点で議論をしていくべき。</li></ul>

(3) 放課後児童クラブの質の確保について

- ・ 放課後児童クラブは、学校の延長ではない場である。
- ・ イギリスでは、放課後児童クラブを認定する仕組みを作っている。また、親の働く時間を調整できるようにしている。
- ・ 支援員の言動は、子どもや親に大きな影響を与える。資格や基準ができたことで、子どもの支援にしっかりとつながっていると実感している。
- ・ 何を持って、子どもの最善の利益を守っていくかは支援員にかかっており、「従うべき基準」により資格を保障して子どもの権利を守っていく必要がある。
- ・ 「参酌すべき基準」も本来であれば子ども達の生活を守っていくために「従うべき基準」につなげていき、全国的な放課後児童クラブでの基準として位置づけることが必要。
- ・ 質の確保については、①人的面②物的面③ソフト面(プログラム面)から検討が必要。①人的面は、支援者の構造的な配置(重層的な配置)を検討する必要がある。支援者、ボランティア、コーディネーターといった専門的な人間とそうでない人間の連携が重要。②物的面は、(放課後児童クラブをやる場所として)学校をベースとして児童館や公園等の多様性を取り入れていくべき。③ソフト面は、体験や異年齢の交流や学習を組み合わせたプログラムを考えていくことが重要。これら全体の質を保証する評価の仕組み(自己評価、子どもの目線から見た評価など)の検討が必要。
- ・ 複数の職員がいて、子どもを守っていく必要がある。部屋で遊ぶ時間、外で遊ぶ時間と子どもによって異なり、両方を保障していくためには支援員の複数配置が必要。
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、子どもの最善の利益を守るという視点からできている。その中でも、「従うべき基準」は地域の実情を考慮するというものではなく、子どもの最善の利益を守るという視点から最低限守らなければならないものとして位置付けられたものであり、子どもを守る根幹である。

<p>(4) 放課後児童支援員の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童支援員の養成も含め、大学を卒業した後に新しい人材を確保していくのか議論が必要。</u>4年生大学を卒業して基礎資格は持っていたとしても、認定資格研修を受けるまでは補助員の位置づけでしか就職できないということもあり、この点を議論すべき。</li> <li>・ <u>認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中には、認定資格研修と重複しているところがあり、認定資格研修の一部免除について検討していく必要がある。</u>また、<u>児童厚生員の養成校で行われている科目についても一部免除ができないか議論が必要。</u></li> <li>・ 放課後児童クラブを支える人材が重要。(支援員の賃金が安い)</li> <li>・ 各種研修に行く際には、その期間の賃金補償が必要。</li> <li>・ 放課後児童支援員には、子どもの権利擁護を保障するために<u>専門性が求められる</u>ことを再認識する必要がある。子どもが自立していくための空間が放課後であり専門性の高い人材が必要(子どものSOSに気づける人)。</li> <li>・ <u>資質向上研修のあり方についても、検討していく必要がある。</u></li> <li>・ <u>認定資格研修受講後、一定期間が過ぎたら資格更新講習のようなものを受講する仕組みも必要ではないか。</u></li> <li>・ <u>外国籍の子どもへの配慮を研修に盛り込むべき。</u></li> <li>・ 研修の講師となる人材の養成が必要。</li> </ul>
<p>(5) 児童の安全確保(不審者対策、自然災害等)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時や災害後、災害から生活(家庭)を立て直すために子どもを預ける場所が必要。</li> <li>・ アレルギーの子どもなど、特別なニーズのある子どもへの配慮についても検討していく必要がある。</li> </ul>

<p>(6) <u>子どもの最善の利益を保障する観点からの放課後児童クラブの在り方について（新規）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要支援家庭の親が昼間いないにも関わらず、クラブに入る手続きをしないがために行けない、あるいは、利用料が支払えなくて行けずに、放課後子供教室に通っているといった問題があるため、クラブは子どもが行きたい時に行ける場所にしていく必要がある。</u></li> <li>・ <u>放課後の子どもの生活の場では、子どもが自主的にいる場とそうでない場があるということに留意が必要（放課後は、子どもにとっては、いたくないという希望の方が高い状況）。放課後児童クラブは、子どもにとって行くか行かないかを選べる場ではなく行かなければならない場であり、そのような行かなければならない場であるが故に子ども達への配慮が必要である。</u></li> </ul>
<p>(7) <u>放課後児童クラブとその他の放課後の生活を支える施策の連携について（新規）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童クラブの活動について、子ども、親、地域が連携してやっていけるような仕組みを検討する必要がある。</u></li> <li>・ <u>放課後の生活を保障している施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）の全体像を見て、どこが欠けているか等を議論する必要がある。</u></li> <li>・ <u>平成23年度に行った児童館ガイドラインの策定の際に、居場所関係の視点も取り上げている。児童福祉法第6条の3の放課後児童健全育成事業の議論のみではなく児童福祉法第40条の観点も含めて議論していく必要があり、遊びのプログラムの専門委員会と重なる部分があるため、両方合わせて検討していく必要がある。</u></li> </ul>

#### 4. その他

第1回の議論を踏まえた論点整理	各委員からの発言
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童館ガイドライン検討委員会報告書(平成23年3月)に挙げられている検討課題の27項目について、ソーシャルワークの提言がされているが、<u>ソーシャルワークの視点</u>を入れていく必要がある。(貧困状況、障害を持つ子どもたち、虐待を受けている子どもたち、ネグレクト傾向にある子どもたち)</li><li>・ 各施策の条文見直し(例えば、児童福祉法第40条)も必要。</li><li>・ 親の労働時間についても、検討が必要(イギリスのように、働く時間を選択できるようにしていくなど)</li></ul>